

## 青森県営農大学校学校評価実施要領

(平成20年3月27日制定)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成23年8月8日一部改正)

(平成25年5月28日一部改正)

(令和2年6月25日一部改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定に基づき、青森県営農大学校（以下「営大」という。）の教育水準の向上と営大の目的及び社会的使命を達成するため学校運営の改善を図ることとし、営大に係る点検及び評価に関し必要な事項を定めるものである。

(自己評価委員会の設置)

第2条 営大の教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うため、自己評価委員会を設置する。

2 自己評価委員会は、別表1の委員で構成する。

3 自己評価委員会が行う点検及び評価項目は、以下の内容とする。

- 一 教育活動に関すること。
- 二 地域との連携に関すること。
- 三 アクションプログラム進行管理に関すること。
- 四 その他必要と認める事項に関すること。

(学校関係者評価委員会の設置及び委員の委嘱)

第3条 営大における教育研究活動等の状況に係る点検及び評価について検証するため、学校関係者評価委員会を設置する。

2 学校関係者評価委員会は、6名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、校長が選任した委員を持って構成し、校長が委嘱する。

- 一 教育機関の関係者
- 二 農業機関の関係者
- 三 農業者
- 四 営大興農会会員（卒業生）
- 五 営大後援会会員（保護者）
- 六 その他校長が必要と認めた者

3 委嘱期間は、承諾した日から翌年3月31日までとする。

4 学校関係者評価委員会には、委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 一 委員長は、委員会を主宰する。
- 二 委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(評価の実施方法)

第4条 学校関係者評価委員会は、次により評価を行う。

- 一 学校行事等の参観や施設・整備の観察など

二 自己評価委員会が行った第2条第3項に係る報告書及び資料

(学校関係者評価委員会への報告)

第5条 校長は、学校関係者評価委員会が検証を行うため、前条に定める報告書や資料を提出するとともにヒアリングを受けるものとする。

(学校関係者評価委員会の報告)

第6条 学校関係者評価委員会は、検証による結果及び学校運営に係る意見について、校長へ報告するものとする。

2 校長は、学校関係者評価委員会からの報告を基に改善措置を講ずるものとする。

(評価の公表)

第7条 自己及び学校関係者評価の結果及び意見については、今後の改善方策と併せてホームページ等に掲載することにより公表するとともに、設置者に報告するものとする。

(事務局)

第8条 学校評価の事務は、教務研修課が行う。

(その他)

第9条 校長は、学校評価について必要な事項について別に定めることができる。

附則

この要領は、平成20年3月27日から施行する。

別表1

校長（委員長）
教頭（副委員長）
総務課長
教務研修課長
農産園芸課長
畜産課長